

個別労働紛争解決制度の運用状況

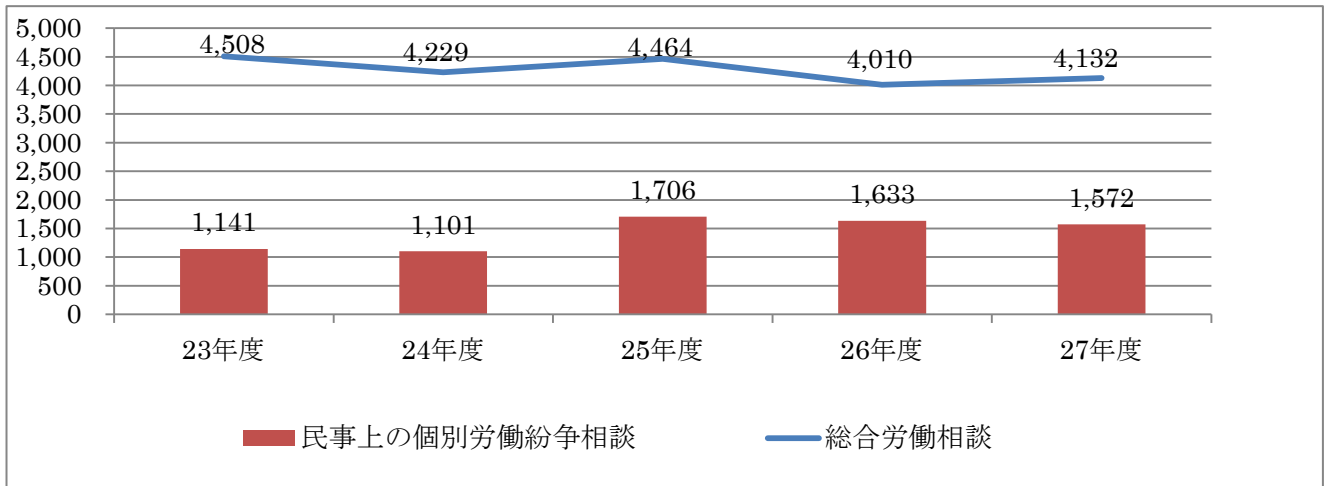
鳥取労働局

1 総合労働相談の状況

鳥取労働局では、労働局内及び県内3カ所の労働基準監督署内に労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置しています。

全体的な相談件数はここ5年間でほぼ横ばいです。また、労働基準法上の違反を伴わない労働条件の引下げや不当解雇など、いわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談（「個別労働紛争相談」）は1,572件（前年度1,633件）であり、ここ3年間はほぼ横ばいです。（第1図）。

第1図 個別労働紛争相談件数の推移



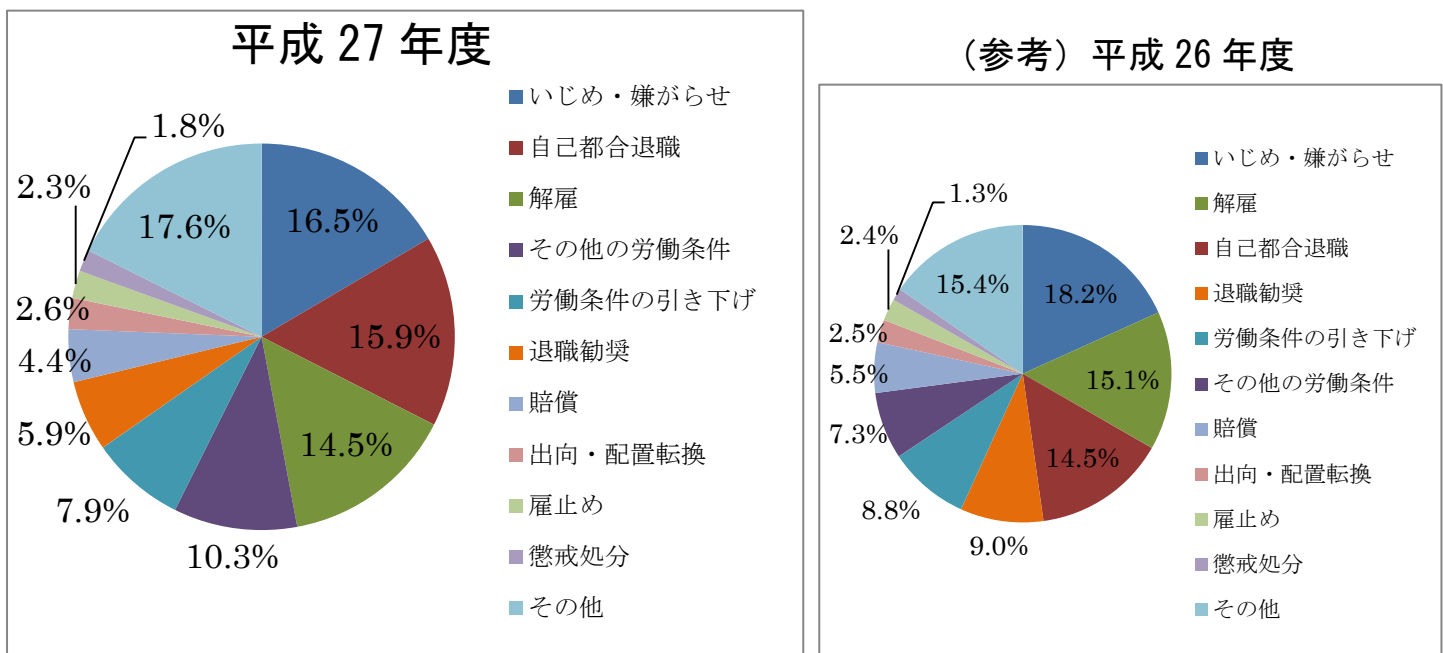
2 個別労働紛争の相談状況

（1）相談内容別

平成27年度に寄せられた個別労働紛争相談の主な内容は、前年度に引き続き、「いじめ・嫌がらせ」がトップ（16.5%）になりました。

全体に占める割合は、いじめ・嫌がらせが前年度に比べ1.7ポイント、解雇が0.6ポイント減少し、自己都合退職が1.4ポイント増加しています。（第2図）。

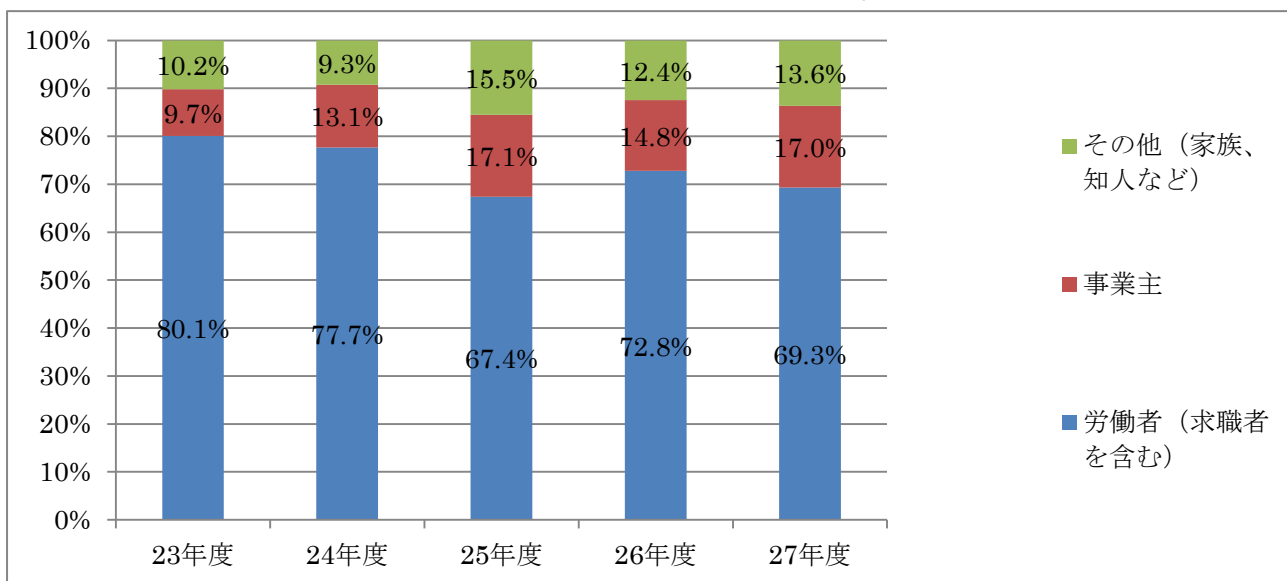
第2図 個別労働紛争相談の主な内容別割合の推移



(2) 相談者の種類別

平成 27 年度に個別労働紛争に関する相談をした相談者の割合は、労働者（求職者を含む。）が 69.3 %（1090 件）と大半を占め、事業主からの相談は 17.0%（268 件）、その他（家族・知人など）が 13.6%（214 件）となっており、労働者からの相談が前年度 72.8%から 3.5 ポイント下がってきています。（第 3 図）

第 3 図 個別労働紛争相談の相談者構成



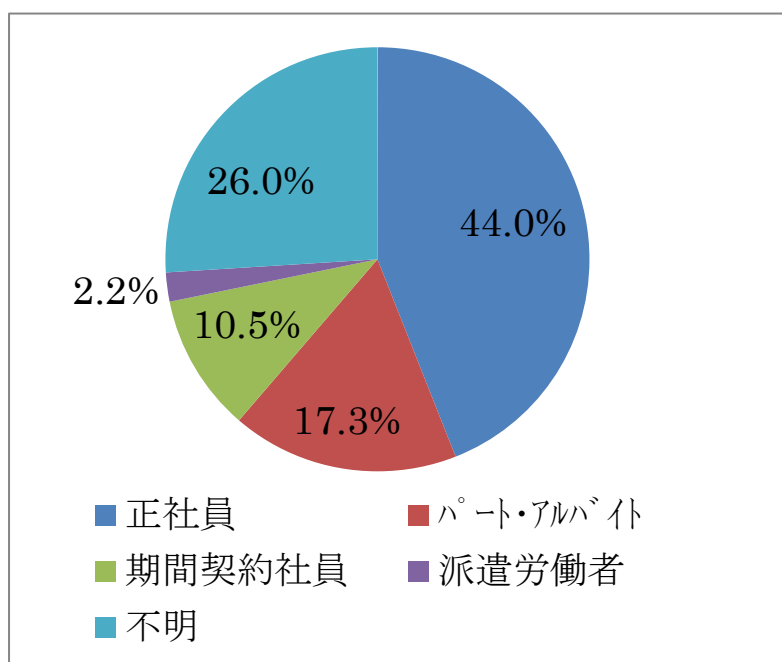
(3) 個別労働紛争における労働者の就労状況別

平成 27 年度の個別労働紛争相談における労働者の就労状況別割合（相談の過程で、就労状況が判明したものに限る。）を見ると、正社員の割合が最も多く 44.0%となり、次いでパート・アルバイト 17.3%、期間契約社員 10.5%の順となっています。

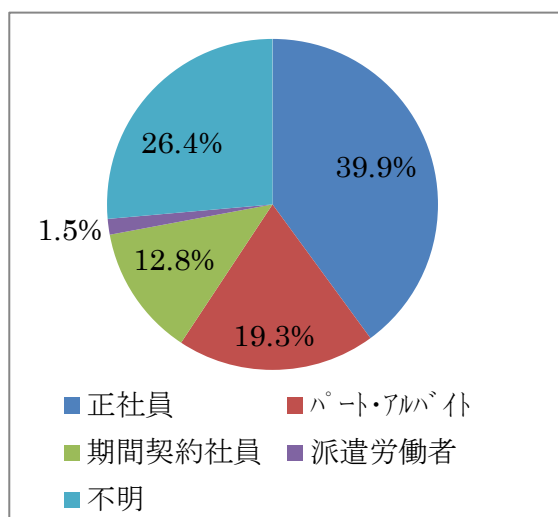
パート・アルバイトの割合は前年度より 2 ポイント減少し、正社員の割合は前年度より 4.1 ポイント増加しました。（第 4 図）。

第 4 図 個別労働紛争相談における労働者の就労状況別割合の推移

平成 27 年度



(参考) 平成 26 年度

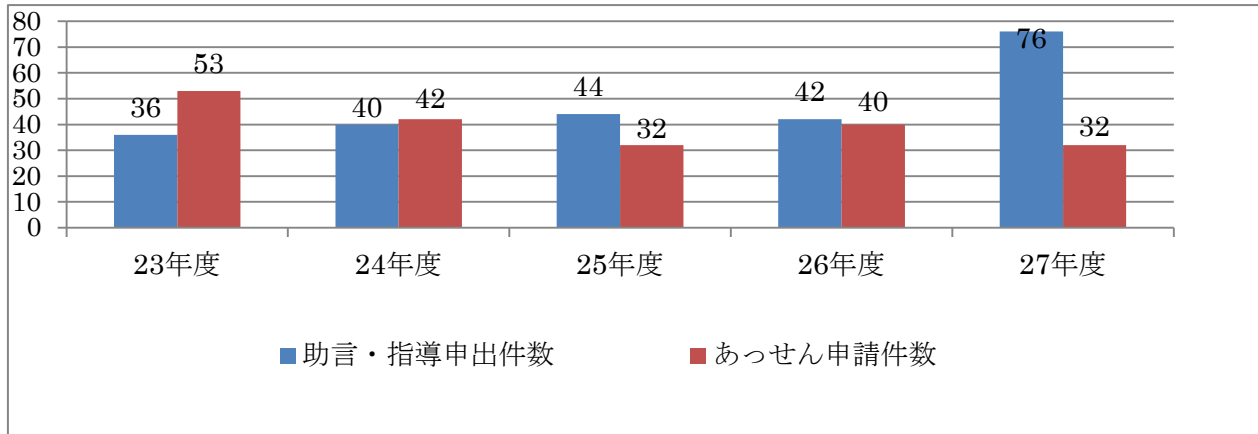


3 鳥取労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの受付状況

個別労働紛争の迅速かつ適正な解決を支援するために、個別労働紛争解決制度において労働局長による助言・指導、紛争調整委員会のあっせん等の解決援助サービスを提供しています。

平成 27 年度における助言・指導の申出件数は 76 件、あっせん申請件数は 32 件となり、助言・指導の申請件数は、前年度より 34 件増加（伸び率約 80%）しました。（第 5 図）

第 5 図 助言・指導及びあっせんの受付件数

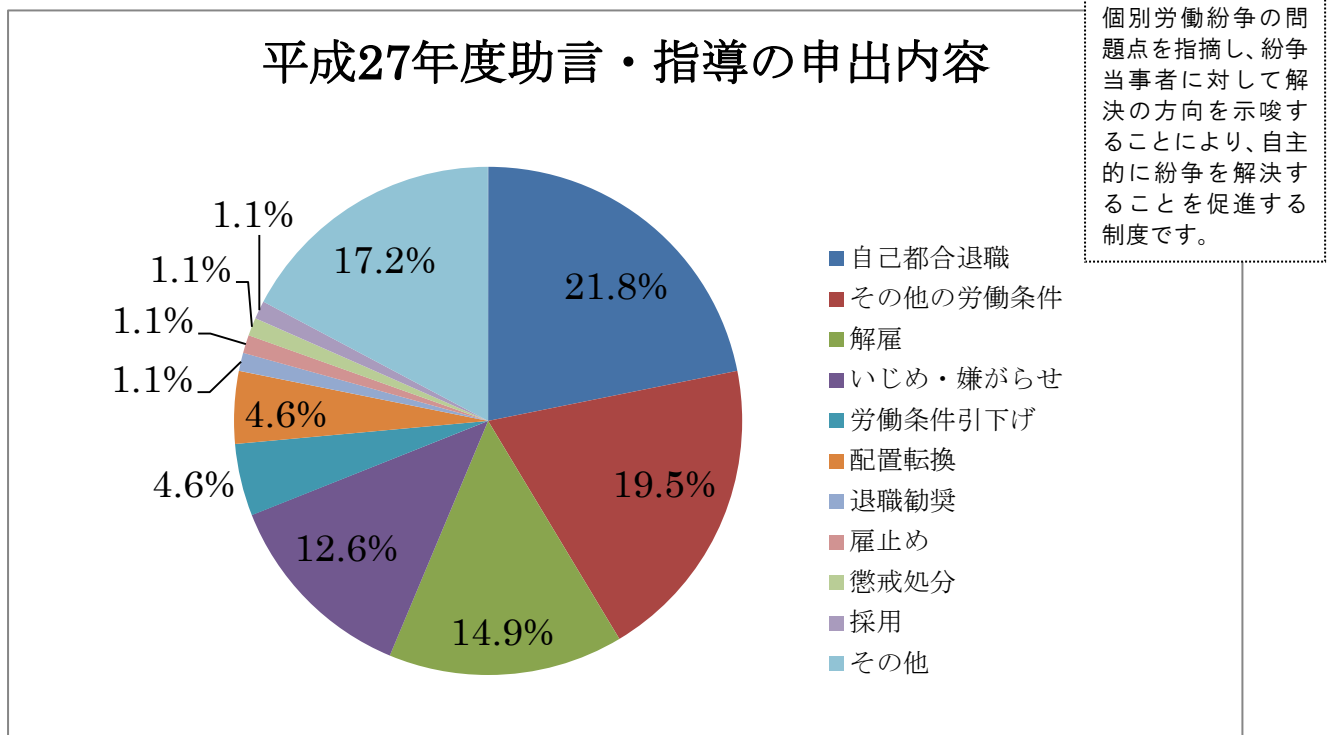


4 鳥取労働局長による助言・指導の主な内容

平成 27 年度に受理した助言・指導の申出 76 件の内容（複数内容あるため合計 87 件）は、「自己都合退職」に関するものが 19 件（21.8%）と最も多く、次いで「その他の労働条件」に関するものが 17 件（19.5%）、「解雇」13 件（14.9%）、「いじめ・嫌がらせ」11 件（12.6%）などとなっています（第 6 図）。

「その他の労働条件」の具体例としては年次有給休暇の取得に関するもの（制度がないと言われた。取らせてくれないなど。）が 10 件と最も多く、それ以外は労働契約書の写しを交付してもらいたい、会社で定める法定以上の部分の休憩時間が取りにくいなどです。

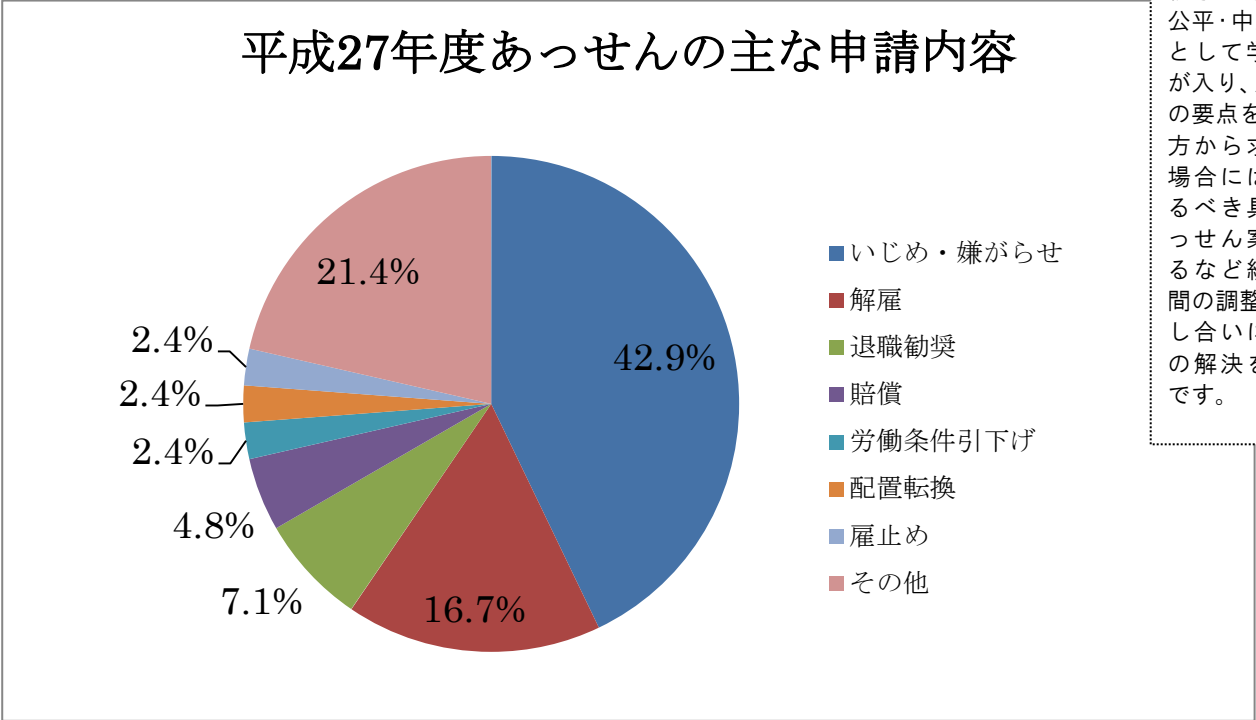
第 6 図 助言・指導の申出内容別状況



5 鳥取労働紛争調整委員会によるあっせんの主な内容

平成 27 年度に受理した 32 件のあっせん申請の内容(複数内容あるため合計 42 件)は、「いじめ・嫌がらせ」が最も多く、18 件 (42.9%)、次いで「解雇」に関するものが 7 件 (16.7%)、「退職勧奨」が 3 件 (7.1%) などとなっています(第 7 図)。

第 7 図 あっせん申請の紛争内容別状況



平成 27 年度にあっせんの手続を終了した 34 件(前年度の繰越分を含む。)のうち、紛争調整委員が示したあっせん案に当事者が合意したものは 15 件 (44.1%) であり、合意に至らずあっせんを打切ったものが 16 件(うち不参加 10 件、不調 6 件) (47.1%) で、申請を取下げたものが 3 件 (8.8%) となっています。

ここ 5 年間のあっせんの合意率は次のとおりです。

年度	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
あっせん手続終了件数	5 2	4 0	3 5	3 6	3 4
参加件数	3 6	1 8	2 3	1 7	2 2
参加率(%)	6 9. 2	4 5. 0	6 5. 7	4 7. 2	6 4. 7
合意件数	2 8	1 5	1 3	7	1 5
合意率(%)	5 3. 8	3 7. 5	3 7. 1	1 9. 4	4 4. 1
打ち切り件数(不参加・不調)	2 2	1 7	2 0	2 6	1 6
申請の取下げ	2	8	2	3	3

【助言・指導の例】

事例１：いじめ・嫌がらせに関する助言・指導	
事案の概要	上司(役員)から業務命令とかこつての暴言がある。申出人の容姿等について嫌味と言われる。また、若い女性の従業員は早く帰らせ申出人に残業をさせる等のいじめ・嫌がらせを受けている。 職場環境を改善するよう会社に助言・指導してほしい。
助言・指導の内容	労働局から会社の担当者に対して、申出人の申出を伝えた上で、会社には使用者責任や安全配慮義務が求められていることを助言・指導した。 当該上司は、日頃の自分の言動で申出人が嫌な思いをしていることに気付いていなかったようで、当該上司と申出人で話し合いが行われた。話し合いの場で当該上司から申出人に直接謝罪がなされ、当該上司から申出人への暴言等は無くなった。
事例２：自己都合退職に係る助言・指導	
事案の概要	申立人は体調を崩し、精神的にも疲労していたため会社を退職することを決意した。直ぐに辞めたかったが、会社に迷惑をかけると考え２か月後の退職日とした退職届を提出したが、上司からは「人手が足りない」と言われ退職届を却下された。 退職が認められるよう会社に話をしてみてほしい。
助言・指導の内容	労働局から会社の担当者に対して、民法上の退職に関する規定(申出後２週間で退職できる。)や申出人の現在の体調・心境などを伝え、退職を認めるように助言・指導した。 これを受け、会社は、申出人がそこまで思っているとは気付かなかった、迷惑をかけたことを謝りたいと言い、また、申立人が望むなら直ぐに退職の手続きを取ることになった。その後、申出人の希望どおり直ぐに退職することとなった。

【あっせんの例】

事例：１ いじめ・嫌がらせに係るあっせん	
事案の概要	10年以上正社員として勤務していたが、上司から暴言などのいじめ・嫌がらせを受け、うつ病となり休職を余儀なくされた。休職期間満了の際にも上司から暴言を受け自己退職に追い込まれた。 いじめ・嫌がらせによる精神的苦痛等に対して慰謝料の支払いをしてもらいたい。
あっせんの結果	会社側は、復職可能との医師の診断がなければ休職後の復職は出来ないと就業規則で規定しており法的な問題はないと考えていると主張した。また、いじめ・嫌がらせはなかったと主張したが、問題を解決するために申請人に対し解決金を支払うことで合意した。
事例：２ 退職勧奨に係るあっせん	
事案の概要	申立人の家族にも働きかける等の行き過ぎた退職勧奨のため、申立人は退職を余儀なくされ退職届を提出した。家族にまで話をする退職勧奨は納得できないため金銭的な補償をしてもらいたい。
あっせんの結果	会社側は、申請人と話をしても、申請人が無言になってしまい話ができなかったため、申請人の家族を呼んで話しをしたと主張した。しかし、申請人の家族を呼ばなければならない事態にまでなったことに全く責任がないわけではないことを認め、申請人に解決金を支払うことで合意が成立した。

個別労働紛争解決制度の運用状況

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

1 総合労働相談コーナーに寄せられた相談 4,132 件

相談者の種類

労働者 2,243 件(54.3%) 事業主 1,162 件(28.1%) その他 727 件(17.6%)

2 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数 1,572 件

(1) 相談者の種類

労働者 1,090 件(69.3%) 事業主 268 件(17.1%) その他 214 件(13.6%)

(2) 紛争の内容(内容の内訳は複数にまたがる事案もあるため合計が3,066件となる。)

解雇 445 件 労働条件の引下げ 243 件 在籍出向 9 件 配置転換 71 件
退職勧奨 181 件 懲戒処分 55 件 ※採用内定取消 17 件 雇止め 69 件
昇給・昇格 0 件 自己都合退職 488 件 その他の労働条件 317 件
募集 12 件 採用 20 件 定年等 10 件 年齢差別 0 件 障害者差別 10 件
雇用管理改善 37 件 労働契約の承継 3 件 いじめ・嫌がらせ 505 件
教育訓練 4 件 人事評価 76 件 賠償 134 件 その他 360 件

※ 採用内定取消は一般求人に係る採用内定取消に係る相談件数であり、学卒者に係る採用内定取消は含まれていない。

3 労働局長による助言・指導の件数

(1) 助言・指導の申出の受付を行った件数 76 件

紛争の内容(申出内容が複数にまたがる事案もあるため、合計が87件となる。)

解雇 13 件 労働条件の引下げ 4 件 在籍出向 0 件 配置転換 4 件 退職勧奨 1 件
懲戒処分 1 件 雇止め 1 件 自己都合退職 19 件 その他の労働条件 17 件
雇用管理・改善 0 件 採用 1 件 いじめ・嫌がらせ 11 件 賠償 0 件 その他 15 件

(2) 助言・指導の手続を終了した件数 78 件

終了の区分

助言(口頭、文書)の実施 78 件 (うち解決したもの 54 件)

取下げ 0 件

4 紛争調整委員会によるあっせんの件数

(1) あっせんの申請の受理を行った件数 32 件

紛争の内容(申請内容が複数にまたがる事案もあるため、合計が42件となる。)

解雇 7 件 労働条件の引下げ 1 件 配置転換 1 件 退職勧奨 3 件
雇止め 1 件 いじめ・嫌がらせ 18 件 賠償 2 件 その他 9 件

(2) あっせんの手続を終了した件数 34 件

終了の区分

当事者間の合意の成立 15 件

打ち切り 16 件

申請の取下げ 3 件